

(様式第1号)

平成29年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議要旨

日 時	平成29年7月20日(木) 18:00～20:00
場 所	男女共同参画センター セミナー室
出 席 者	会 長 柳屋 孝安 副 会 長 中里 英樹 委 員 武本 夕香子, 宮本 由紀子, 奥田 兼三, 寺田 彩喜子, 中山 克彦, 藤井 順子, 村上 由起 欠席委員 高田 昌代 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進課 福島課長, 長岡主幹, 前川係長, 西川課員
会議の公開	■ 公開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

(1) 委嘱状交付

(2) 副市長あいさつ

(3) 議題

- ・会長の選出, 副会長の指名について
- ・(速報) 第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン進行管理調書(平成28年度実績報告書・平成29年度実施計画書)について
- ・(速報) 配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)進行管理調書(平成26年度～平成28年度実績報告書)について
- ・第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン(第2次女性活躍推進計画を含む)について
- ・第2次配偶者等からの暴力対策基本計画について
- ・第1回女性活躍推進会議について
- ・新分庁舎について

(4) その他

2 提出資料

第1回男女共同参画推進審議会次第

資料1 (速報) 第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン進行管理調書

資料2 (速報) 配偶者等からの暴力対策基本計画(DV対策基本計画)進行管理調書

資料3 ワークショップレジュメと要旨

資料4 新分庁舎について

3 審議経過

=開会=

事務局／福島：ただ今から平成29年度 第1回芦屋市男女共同参画推進審議会の委員委嘱式及び会議を開催いたします。

はじめに、芦屋市男女共同参画推進審議会の皆さまへの委嘱を行います。

この審議会は、平成21年4月「芦屋市男女共同参画推進条例」の施行に伴い、芦屋市の附属機関として、「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」を行うために設置されました。

委員の皆さまの任期は、今年度と来年度の2年間です。芦屋市の特別職の非常勤職員として委嘱させていただきます。

=委嘱状交付=

=副市長あいさつ= 佐藤副市長

事務局／福島：この会議は、芦屋市情報公開条例第19条により原則公開となっております。

個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りいたします。本審議会は、市の附属機関であるため、会議録の要旨を公開しております。会議録の作成のため、録音をさせていただきますので、ご了解ください。会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたします。記録用に写真を撮らせていただきますので、ご了承ください。

この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。

以上、審議会等についてご説明をさせていただきました。

=委員自己紹介=

=事務局紹介=

事務局／福島：本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。

=正副会長の選出=

事務局／福島：それでは、議事（1）会長の選出でございますが、審議会規則第2条第2項の規定に基づき、互選により会長を選任するとなっております。

宮本委員：会長は、この分野のご専門であり、前期に会長をお努めいただいた、柳屋孝安委員にお願いしたいと思います。

事務局／福島：ご賛同いただける方は拍手をお願いします。拍手多数でございます。会長は柳屋委員にお願いしたいと思います。では、柳屋委員、会長席にお移りください。続きまして、副会長の指名を、柳屋会長よろしくお願いたします。

柳屋会長：今期の審議会は、第3次ウィザス・プラン等の実施や、第4次ウィザス・プラン等について審議することが主な仕事です。その分野のご専門の、中里委員に副会長をお願いしたいと思います。

●正副会長よりあいさつ

事務局／福島：副市長は他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<議事>

事務局／福島：ではここからは、柳屋会長に議事進行をお願いします。

柳屋会長：では、次第に沿って5議事（1）から（4）まで、事務局から説明ください。

●事務局より次第 5議事（1）（速報）第3次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン進行管理調書について「資料1」、（2）（速報）配偶者等からの暴力対策基本計画（DV対策基本計画）について「資料2」に沿って説明（省略）

事務局／福島：次第の5議事（3）第4次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン（第2次女性活躍推進計画を含む）、（4）第2次配偶者等からの暴力対策基本計画について、計画策定にあたり、早い段階から市民の皆さまからご意見をいただき、計画に反映したいと考え、女性活躍、男女共同参画、DV被害者支援をテーマにそれぞれワークショップを開催しました。資料3はワークショップで配布したレジュメと要旨になります。ワークショップでいただいたご意見は要旨のとおりです。

柳屋会長：速報の2種類、ウィザス・プラン進行管理調書とDV対策基本計画の進行管理調書に関して質問、ご意見などはありませんか。

武本委員：第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン進行管理調書の69①取組実績、「男女共同参画に関する計画を実施することでグループや参加者に男女共同参画の啓発につながった」とあるが、男女共同参画の視点が反映された企画かどうかよくわからなかった。どうところが男女共同参画に関する企画なのか内容を教えてほしい。

事務局／福島：応募いただいた企画の内容に男女共同参画の視点が盛り込まれているか、お父さんの育児参加に繋がるか、土曜日も開催するのかなというようなところを審査します。

柳屋会長：例えば親子で一緒に楽しめる『つくるアート』教室では、男女共同参画という趣旨をどう含んでいたのかというご質問ですね。

武本委員：お母さんだけが参加しているのか、お父さんとお母さんが一緒に参加する企画なのか。

題名を見ても男女共同参画の視点がどんなふうに入っているのかが伝わってこない。

事務局／福島：男女共同参画の視点は講師から説明いただきました。お父さんに参加いただきたかったのですが、結果はお母さんとお子さんが大半でした。広報で参加者を募ったところ、待機者が出るくらいの人気でした。

武本委員：夫にもっと協力してもらいたいけれどもしてもらえていないという方が結構多いのではないかと思う。「お父さんと作る」を前面に出す、お父さんの参加しやすい日程にする、屋内ではなく外に出る企画にするなど、もっとお父さんに子育てに積極的に参加してもらえるような工夫をしてほしい。もう少し強く、男女共同参画の視点が入るように工夫いただきたい。

事務局／福島：絵本の講座については、夫婦での参加も多く見受けられた。お父さんにとって、参加するのに敷居の高くない講座を開催するようにし、参加を増やしたい。

武本委員：講座のタイトルに、芦屋市の男女共同参画の視点が伝わるような、お父さんへの育児参加を呼びかけるメッセージを込めてほしい。題名を見れば男女共同参画の視点で考えられた講座だということが分かるように工夫してほしい。

奥田委員：男女共同参画においては、「職場への女性の参画」と「家庭における男性の参画」が一番大きなテーマだと思う。お父さんに参画してもらうには、「家事を手伝う」とか「子育てを手伝う」という視点で募集をするとよい。イクメンを紹介するような企画など、そのようなことに取り組んでいる団体等に積極的に働きかけて「ぜひ応援して下さい」ということをしないとなかなか目標に達しない。

事務局／福島：市民企画講座はこのような状況であったが、毎年男女共同参画推進課がこのセンターを直営しているので、自主企画講座もずっとやっています。一例としては、今年度は、兵庫県の男女共同参画推進委員の方と当課職員との合同企画講座で、パパもママもOKの「キッズの夏休み企画、つくろう小さなお庭」を、男性を呼び込む講座として行います。

事務局／北川：タイトルは企画した団体がネーミングした名前をそのまま使っているので、男女共同参画ということがピンと伝わるタイトルとはなっていないと思います。参加された方が、本当に男女共同参画というキーワードに意識を持っていただけているか不安です。今後はタイトルから工夫してみます。

武本委員：例えばアンケートで、お父さんに子育てを促すよう、意識を持った、誘引するようなものにするなど工夫をしてほしい。神戸市で何年か前に「イクメン座談会」というのがあり、イクメンのお父さん方が集まって「うちはこんなふうになっている」というお話をしている様子を面白い写真と記事にしていた。そういうモデルケースがあるとよい。頭の中で「お父さんと

というのはこういうものだ」としていると、男女共同参画の視点が固まってしまう。

DV基本計画ですが、DV被害者支援ネットワーク会議に、できればここに弁護士も入れてほしい。救済にあたり保護命令が重要になるが、数年前の情報でお話をしていただいても、「今の裁判所では違う」というのが結構ある。3年毎の法改正に伴って、DVの保護命令もトレンドが変わる。警察の方々、裁判所からの照会が必ずあるが、詳しく回答をしなければならない。また、お医者さんの診断書等に対しても、こういうふうに記載すれば保護命令が認められやすい等、いろいろ情報提供させていただきたいので、ぜひお声がけいただきたい。この会議には、いろいろなところから参加いただきたいと思っているが、芦屋市役所の中でどの課が参加されているのか。

事務局／福島：DV被害者が立ち寄る窓口ということで、市民課、保険課、市立芦屋病院、福祉関係課全て、高齢介護課、障害福祉課、子育て推進課、住宅課等、それに芦屋警察の生活安全課、この度芦屋市医師会が加わりました。

武本委員：参加率はどうか。

事務局／福島：参加率は高いです。専門部会を開いており、先日の研修会には30名弱の参加がありました。

武本委員：カウンセリングなど、相談を受けている相談員はいるのか。

事務局／福島：芦屋市配偶者暴力相談支援センターは当課が担当しており、婦人相談員が現在3名おり、メンバーとして会議にも出席しています。

中山委員：ウィザス・プランの最後のところでセンターの開館日は「28年度は月曜から土曜まで開館」となっているが29年度はこのままか。日曜日の開館はどうか。日曜日はお父さんも参加者しやすいと思うので、検討事項に入れてほしい。

事務局／福島：利用していただけるか等を含め、検討します。

武本委員：DV対策基本計画の40番について。被害者の自立支援でこころのケアセンターとの連携がなかったのはなぜか。また、DV被害者の支援ととらえてよいのか。

事務局／福島：県健康福祉事務所はDV被害者支援ネットワーク会議に入っています。各福祉事務所と連携しているケースに関してDV被害者の支援の中でつながりはありますが、配偶者暴力支援センターから連携を要する事案がありません。連携はしているが、連携が必要な事案がなかった、ということです。こころのケアセンターとはつながりが無い状況です。

村上委員：ウィザス・プラン6②。「進路の学習」を発行して本編を全面改訂したのに、なぜ評価がA→Bになったのか。

事務局／福島：著しく成果を上げないとAになりません。去年Aになって、その状況を保持した場合はBになります。去年のAから更に成果を上げれば、今年度もAになります。

村上委員：ウィザス・プラン6 3②、28年度取組総括①で、充実した内容のアンケートとほどのように工夫したのか。

事務局／福島：今までのアンケートの書面のレイアウトや見やすさを改善し、書きやすいように工夫しました。

村上委員：「芦屋市DV対策基本計画進行管理調書一覧」の番号1の内容「婦人相談員等による相談」、36と37の取組目標にも「婦人相談員」とあるが、これは“婦人”ではなく“女性”でもいいのではないか。あえて婦人にする必要性はあるのか。

事務局／福島：配偶暴力相談支援センターの相談員の名称は、“婦人相談員”で全国統一の表記のひとつです。カウンセリングではなく、命の危険がある相談について警察と連携しながら保護をしたり、シェルターに入っただくためにさまざまなことをするための電話相談、面接相談の相談員のことを指します。

宮本委員：法律的に“婦人”という言葉はどうなのか。婦人科というが、女性科とは言わない。

武本委員：法律のなかで“婦人”を使っているところは多い。

柳屋会長：新しい法律ではできるだけ“女性”と言い換えるようになっていきます。古い法律に残っているものはそのままになっていますが、新しい法律を作るときは“女性”に言い換える傾向が国の法律に出てきています。DVでは“婦人”という言葉が使われているので、それは芦屋市オリジナルで考えるという方法もあるかもしれません。

事務局／福島：芦屋市では、当センターで女性相談を実施しています。女性相談と婦人相談員の相談は内容が異なるため、名前で“女性”とつくると紛らわしく、DVは“婦人相談”、男女共同参画センターは“女性相談”と使い分けをしています。

柳屋会長：時代の流れもあるので、名称を検討してみてください。

村上委員：「芦屋市DV対策基本計画進行管理調書」の54、取組実績①の「教職員に対するDVに関する研修」は、市内の公立の幼稚園、小学校、中学校までの職員ということでよいか。

事務局／福島：そうです。

奥田委員：ウィザス・プランの14で「女性のエンパワメント」が重点課題に上がっている。先ほど配布いただいたM字カーブのグラフでは、芦屋市の女性の労働力率は全国平均よりちょっと少ない。M字カーブのMの右側の部分の立ち上がりもちょっと少ない。これをどう評価しているか。また、ウィザス・プラン14で、女性のための就労相談の件数はけっこう発生しているし評価はAだが、ニーズとして働きたい女性はあるのか。あるとしたらそのギャップ感を埋めていくような施策を展開されているのか。

事務局／長岡：M字カーブの右側は、出産したあとの再就業が少ない、出来ていないということです。それは地域性もあり、芦屋市の特長でもあります。経済的に働く必要がない人が多いこと、また、「子どもが生まれたら自分の手で育てたい」という意識がかなり強くある方が多く、「保育所ではなく幼稚園」という志向が高いという特徴があります。「今すぐ働きたい」という人は他市と比べると少ないですが、今すぐではなくても「働きたい」また、「働く」ではないが「何かしたい」という意向はかなりある。「専業主婦でいたい」という方が飛びぬけて多いということではないので、今後は女性活躍の新しい事業として、何か活躍できるような働きかけをしていきたいと考えています。

奥田委員：ウィザス・プラン14の実績は非常に素晴らしい達成率だが、29年度はこの件数を増やしていくという目標はあるか。

事務局／長岡：28年度から相談を始めています。最初の頃は「相談を受けたい」という方がたくさんおられて、アドバイスや相談先をご紹介するなどしていました。すぐに行動される前向きな方が来られて結果が出て、実績に結びつきました。おそらく切実に考えておられた方はすでに相談をいただいた為、最近希望者が少なくなっています。市としては、引き続き充実させて、たくさんの方に希望を叶えていただいたということが数字に表れるよう、工夫したいと思います。

奥田委員：再就労はすごく難しい。キャリアの事例あるいは色々なケースを提示する、紹介のチャンネルを作るなど行政の役割は大きく、そのあたりを是非盛り込んでほしい。

武本委員：「芦屋市DV対策基本計画進行管理調書」54の取組実績①「教職員に対する研修」について、講師や研修の内容が知りたい。また、52と54の取組実績③には「学校が何校あって何校について研修を実施した」というような数値実績を入れてほしい。デートDVの研修が芦屋市の中学校の中にどれだけ浸透しているか等が、出来る限り見える形にしてほしい。

「第2次芦屋市女性活躍推進計画策定に係るワークショップ」レジュメ③DV5ページ「配偶者等からの暴力相談件数の推移」で、平成25年761件だった相談件数が26年は半減して、

27年はさらに下がっている。本当に芦屋市内のDV事案が減っているなら喜ばしいが、兵庫県の相談件数が右肩上がりでは上がっているところを見ると、芦屋市では逆に暗数がすごく増えたのではないかと非常に心配。この急激な変化は何か原因があるのではないか。グラフの数値について掘り下げて検証してほしい。

事務局／福島：図表のグラフは、注釈2にあります。平成25年度までDV被害者や関係機関との連絡調整の件数を含んでいます。配偶者暴力支援センター、警察、各担当課、裁判所等相当な数の調整、やりとりや協議がありますが、平成26年度から「関係機関との連絡調整の件数を入れない」という計算方法の内閣府の数え方のルールに変わっています。相談件数が減ったわけではありません。また、開設日を変更したことも件数に影響しています。配偶者暴力支援センターは、平成23年度に設置しています。平成22年度までは一般的な女性相談の中にDVの相談があったので、潜在化しているものを十分にご相談いただけていなかった、という実態があります。これまでよりもDVをご相談いただけるようになってきています。

柳屋会長：平成26年以前の件数について、内訳の数値があると比較しやすいですね。

事務局／福島：「芦屋市DV対策基本計画」の52と54を速報として出させていただいております。現状に間違いはございませんが、今後担当課にヒアリングを重ねていく中で、ご意見をいただいた部分を含め修正していきます。

柳屋会長：本日は予定時間が過ぎておりますが、皆さんまだまだご意見があるかと思えます。いつまでに意見をお伝えをすれば調書に反映していただけますか。

事務局／福島：7月24日月曜日までにご連絡いただけましたら反映が可能です。

柳屋会長：次の議事（5）第1回女性活躍推進会議について、（6）（新）分庁舎について、ご説明をお願いします。

事務局／長岡：第1回女性活躍推進会議では、（1）第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン一部改正版及び第2次芦屋市女性活躍推進計画策定について、（2）ハローワーク西宮における女性の就労支援取組及び芦屋市の事業「『女性が輝くまち 芦屋』プロジェクト」について説明及びご協議いただきました。

柳屋会長：昨年制定された「女性活躍推進法」は10年の時限立法で、女性の職業生活での活躍を推進するため、男女共同参画の法律とは別に作られた法律です。

「各自治体はそれに沿った行動計画を、作れるようであれば作りなさい」となっており、これに添った推進会議が、全国でいち早く芦屋市で作られました。兵庫県ではまだ、兵庫県と芦屋市にしかありません。昨日第1回目の会議が開かれ、検討を始めているところです。いろいろ

な方面からご意見等をいただいで進めていくのはいいことだと思いますので、芦屋市にもしっかりと頑張っていたきたいです。

●事務局より次第 5 議事（6）新分庁舎について「資料4」に沿って説明（省略）

柳屋会長：平成 31 年 1 月にこのセンターが新分庁舎へ移転し、ホームグラウンドをそちらに移す予定ということですね。ここよりも広くはなるんでしょうか。

事務局／福島：はい、今よりも広がります。

宮本委員：この保育所には「乳母車を置くところがない」と聞いた。

事務局／福島：小規模保育所にはベビーカー・バギーを置くところを設けています。

村上委員：市議会の専門委員会を傍聴した。その際ある議員の方から、3 ページの図右下の緑地をもう少し削って人が通りやすいようにしてもらえないかという提案があったが、この図ではそれが反映されていないように思う。そのままということか。

事務局／長岡：その際の回答では、ここは図でみると平面に見えますが、グリーンのところ段差があって、できるだけ危なくない範囲で可能な限り広げるということでした。この図ではまだ反映ができていません。

柳屋会長：その他、今後のスケジュールについてご説明ください。

●事務局より今後のスケジュールについて説明

柳屋会長：それでは、本日の会議はこれで終了します。